

国産医療機器創出促進基盤整備等事業におけるものづくり工房利用規定

大分大学医学部附属臨床医工学センター

この規定は、医療機器開発促進のため大分大学医学部附属病院内に設置した「産学官連携ものづくり工房」の利用に関して必要な事項を定めるものである。

（管理者）

第1条 ものづくり工房の運営、管理は臨床医工学センターが行い、その責任者は臨床医工学センター教授である。

（利用対象者）

第2条 学内者、学外者を問わず、医療・福祉機器開発、診断・治療法開発、およびそのための基礎研究に携わる、医療従事者、企業技術者、研究者、学生。

（利用内容）

第3条 本工房では、医療・福祉機器開発、診断・治療法開発、および基礎研究のための、試作品、器具等の造形作業、および会議を行うために以下のものを利用できる。

1. 共用スペース

会議、作業スペースとして共用スペース、および設備（テーブル、椅子、ホワイトボード等）を使用することができる。

2. 設置機器

設置された機器の使用は、機器ごとに定める利用規定に従う。各機器の利用規定は導入後に項目追加を行い改訂する。

（利用料金）

第4条 本工房の利用については、無料とする。各機器の使用料は、機器ごとに定める利用規定に従う。

（利用時間）

第5条 本工房の利用時間は、平日の午前9時から午後5時までを原則とする。管理責任者が必要と判断した場合に限り、午後5時以後の利用を管理責任者が許可できる。ただし午後5時から翌朝9時までの機器の夜間連続無人運転についてはこの限りではない。

(利用申請、許可)

第6条 本工房を利用しようとする者は、臨床医工学センター受付に申請（電話、e-mail、FAX、口頭にて）を行わなければならない。管理責任者が承認ののち、センター係員が開錠、施錠の管理を行う。

(飲食)

第7条 工房内の定められた範囲内のみでの飲食を可能とする。

(利用の拒否、取り消し)

第8条 管理責任者は次の各項目のいずれかに該当するとき、利用の拒否、および取り消しをすることができる。

1. 利用者が本規定または管理責任者の指示に違反したとき
2. 利用者が申請以外の目的に利用したとき
3. 利用者が申請以外の設置機器に触れるまたは使用したとき
4. 利用者が工房内の設備を破損または汚染した場合
5. 災害、機器の故障等の事故により、当機器の利用ができなくなったとき
6. その他の事情により、管理責任者が特に必要と認めたとき

(利用者の責務)

第9条 利用者は管理責任者から機器利用の目的、内容等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。また利用者が工房内、および設置機器を損傷または汚染した場合は、利用者の負担で現状に復帰させねばならない。

(秘密保持)

第10条 当工房内での会議内容、製作物に関して、運営管理組織および個人は一切の情報を外部に漏洩してはならないものとする。

損害賠償

施設、および機器利用により利用者が被った直接、および間接の障害について大分大学、ならびに臨床医工学センターは一切の責任を負わないものとする。

付 則

この規定は、平成30年2月17日から施行する。